

続ふとろ手帖 子母澤寛

中公文庫

中公文庫

©1975

続ふところ手帖

昭和五十年九月十日初版
昭和六十三年三月十日四版

著者 子母澤 寛

発行者 嶋中鵬二

用紙 本州製紙
整版印刷 三晃印刷
製本 小泉製本

発行所 中央公論社

〒104 東京都中央区京橋二―八一七

振替東京二―三四

ISBN4-12-200252-4

続ふところ手帖

子母澤 寛著

表紙・扉 白井晟一

目次

新版耳袋

京入れ墨

次郎吉の渡世

栄五郎の生涯

飯岡助五郎

繁蔵と造酒先生

喜三郎島抜け

雑事控

盲目の剣客

むかしの牢屋敷

99 92 92 80 70 59 34 17 7 7

人足寄場

維新の職人

雑事のこと

明治の人物

橋の上

黒駒勝蔵

人斬り以蔵

宗俊ふられる

巾着切三人

日光円蔵の墓

藤屋の和十郎

情夫に持つなら彰義隊

解説

尾崎秀樹

203 191 184 177 166 150 139 130 124 120 111 107 104

続ふところ手帖

新版耳袋

京入れ墨

一

寛政御改革直後の事だが、江戸南町奉行の与力に安藤小左衛門というものがあつた。八丁堀の屋敷に、お手つきの綺麗な女を七人も一緒に住ませていたが、この女達の間、かつて争いというものが起きた事がないというので、みんな感心した。

小左衛門は女達のために、廊下伝いに全く別々な座敷を七つ作つてある。この座敷の一つ一つを女に受け持たせ、お客があると、そのお客の資格によつて、一の女の座敷、二の女の座敷というように区別して案内し、ここでそれ相当の接待をした。酒もすすめれば、時分時には膳を出す。女が酌をして、三味線をひけば、踊も踊るという訳である。女達は七人が七人、三味線は元より、

清元、長唄、常磐津、笛をやるのもあり、鼓の上手もいた。これはみんな小左衛門が師匠をつけて仕込んだものである。

お客といっても色々ある。一口に何処かの大名の御留守居役も、その大名によっていろいろだ。帝鑑の間詰、溜りの間詰、雁の間詰と自然相手の資格が違って来るので、それを同席させて同じ接待をするということは出来ない。そこで例えば帝鑑の間詰大名の御留守居ならば、女お松の受持で、その座敷へ通す。もしまた溜りの間詰の人ならば、女お竹の受持で、その座敷へ通すという訳である。

与力はみんな大名屋敷の法律顧問のような事をやっていて、それぞれお出入り屋敷があつたから、御留守居役の往復などもはげしかった。役得といつて、盆暮には纏った金を貰い、蔵産物といつて土地の名産の絹の織物などを一年間には着切れないう程、贈られるので、その大名のためによく働けば働くだけ、いただき物も多く、ふところも甚だ有福になった。表向きは二百石だが、どうしてどうして、内々は相当な旗本以上の生活が出来た。

武士であつて、下町の真ん中に住んでいる。贅沢を極めているから、着物の仕立から着こなし、印籠の好みまで違っている。屋敷の人は元より、女中さんが一寸買物に出ても、外の者がこれを見ると「ははあ、町方の人だね」とわかつたものである。着物や持物ばかりか、「八丁堀髷」などといつて、月代の幅を広く剃り込み、鬘をぐつとうしろへ引詰め髪に結っていた。着物も殆ん

ど絹物で、袴はふだんばきが先ず南部平、おしやれな人はわざと氣取って、古渡の唐棧などをしていた。

筆者は先年、幕末の与力生残りの故原胤昭翁からいろいろきいたが、奉行与力、詰り「八丁堀の旦那衆」——与力に付属している同心をもこうよんだ——の勢いというものは大したもので、奉行は与力に、与力は下役の同心に、同心はまた目明し輩に、実際の御用は任せて、自分達は、役得の実収が多いから、やれ着物がどうだの、やれ十手がどうだのと、そんな事でその日を送っていた。

原翁「昔がたり」

いざ戦争という時には、馬へのって出陣する役向でありながら、いやもうひどいもので、満足に馬へのれる与力は少なくなって、或時具足をつけて馬へのったら、一步も出ぬ中に転がり落ちたなどという實際の話がありました。寄ると触ると、十手をこうふれば朱房がぱつと開いて恰好がいいとか、朱房よりは紫房の方が威厳がつくとか、そんなことばかりいっていたので、まるで手踊の稽古でもするように十手ぶりの競技会などをやり、斜めに構えた十手の房が顔の前でぱつと開いたとか、開き方が悪かったとかいって騒いだこともありました。

こんな有様だから、凡そは与力が大名の手先みたいな事になっていたことの想像もつくが、金

持の町人などとの内々の連絡もまた相当なもので、十人衆、五人衆などという豪家の者は、大抵は公儀御用達でもあるので、それやこれやでよく与力屋敷へやって来る。話も内密だし、同じ町人といつても、そこらの人達と同席はさせられない。

仲間の与力も同心もやって来るが、これも同じ座敷という訳には行かない。この辺の取扱いが言わば年功のある与力の旦那の手腕で、かねてその辺の扱い、言わば一種の手練手管とも言うべき運びを女達にとつくりと教え込んで、少しもそつがなかったので、この安藤小左衛門の勢力は、実に大したものであつて、奉行へ頼み込むより、事が手順よく運んだものだという。勿論黒いものを白くする位のことは、そんなに難問題では無かつたのだ。

尤も与力屋敷で、小間使に仕立てた触らば散らん風情の美しい女を三人や五人置くのは、敢てこの屋敷ばかりではなく、同じ頃、筆頭与力の多賀又八のところなどは、屋敷内に芸者が抱え切りにしてあつた。名前おつる、心がけもよく綺麗でもあり、芸もよく出来、その上若いのに取廻しも良かったので、組屋敷内の妻女達にも可愛がられ、来客で酒宴などになると、あっちからもこっちからも、きつとこの人を呼びに来たものだという。

操も正しく、貰った御祝儀を無駄遣いせずに貯えて、後には大きな薬種屋の伴の嫁になって、堅気な生涯を送った。

二

前にも言った通り、与力や同心は風態^{ふうたい}が違ふ。町へ出てはすぐにそれと知れるので、うっかり遊び場などへは立ち入れない。仕方がないから、毎夜のように、その屋敷屋敷で、定めて何か楽しみの催物をした。自分達も、一寸^{ちよつと}した手踊や遊芸は出来る。妻女や娘達も凡そそんな風である。同心などに至っては、羽織の裾をじんじんばし、よりで、ちゃりッちゃりッ雪駄^{せつた}の裏金を鳴らし、て町を歩いている時は大層な威勢だが、内々はまるで幫間^{たいこまち}も及ばない芸達者がおり、上役の与力の御機嫌取りに毎夜その屋敷へ伺候した者もあった。

何しろ与力は一日を持て余す程ひまである。十一代將軍の時代などは、徳川繁栄の極に達した平和時代で、奉行所へ行っても、まるで用がない。大抵昼四つ（十時）に出て、すぐに弁当、ゆっくり茶をのんで八つ（午後二時）には、もう退けて終^{しま}ったものだ。職は世襲だし、役得にしたってお互様だ。怠ける位のことで首になる筈もないから、人間、いやでもそんな事になる。

原翁「昔がたり」

南の筆頭与力に佐久間彦太夫というものがありません。これは、わたしの親類に当りますが、なかなか出来た人で、しかし、この人でさえ、昼も夜もなく客を集めて、酒に浸り、屋敷を出て帰る者は、一人として酔っぱらっていないものは無かったそうです。芸者の来ない夜は

一と夜もなく、この人、鬼と言われる位に黠しい人でしたが、それで小鼓を打ち、舞もなかなか上手だったと言うことで――。

江戸の安穩を預かる与力同心がこんな事になっている。

その嘉永四年。江戸に神出鬼没の怪賊が現れた。五日目か七日目には判で押したように姿を見せ、しかも奪うものは金ばかり、風の如くに襲い、また風の如くに去る。この訴えが一日に三、四件を下らない。しかも賊は時には二人の事もあり、或いは三人四人、時にはたった一人でやって来る事もある。

しかしだんだん調べて見ると、七人組で押し込む事が一番多く、七人組で荒らしたところだけでも、実に百四十箇所に及んだ。

町奉行所も青くなった。大公儀おおこうぎの威信にかかわると言うので、老中から奉行へやかましく言つて来る。飽食暖衣、手踊なんぞやってぶらぶらしている与力も慄え上って、忽ち総動員で血まなこで探索をするが、まるで雲をつかむような有様。上からばかりでなく、こうなると日頃のいろいろな不満もあり、市民の非難がうるさくなって来る。それが一日毎にやかましいから、

「これを捕えるためには打ち殺しても差支えはない」

と、こんな時になると、昔も今も同じ、頻りに協力を求め出した。

が、賊は、依然悠々と出没し、被害ますます甚大だ。時の南町奉行が大目付から転じて前後十

一年も勤役した例の遠山左衛門尉景元。「明鑒鏡めいかんを懸けるが如し」という下世話にも通ずる名奉行だった、この時は残念ながら若い頃の放蕩飲酒がたたって軽い中風だ。頻りに御役辞退を願っている最中だった。(翌年辞職聴許。薙髪して号を帰雲)

首無しの死体が両国の百本杭に流れついた。調べて見ると、からだ一面の刺青はりもの、見てくれがしに手首までしている。これをがえん彫りといって、甚だ品の悪いゆすり用の刺青としてある。

同じ勇み肌でも気の利いた者はこんな彫り方はしない。鳶とびの者とか、並の遊び人とか(尤も遊び人は余り刺青はしない)は、出来るだけ内輪に内輪にとして、ふだん堅気の人と応対の時などには対手に見えないように彫つてある。

こんながえん彫りは、雲助とかうまやちゆうげん既中間とかに定つたものだ。手足を詳しく調べて先ず既中間に間違いなかつた。しかし、江戸中には大名旗本の屋敷が多く、既者うまやものなどは腐る程居る。ぐうたらな与力同心でこれを何処の誰と調べ上げるには、容易な事ではない。事態は急迫している。

遠山はかねて縁故のある日本橋檜物町の大親分人入稼業元締の相模屋政五郎をよんで頼んだ。相政あいまさが「ようがす」というんで、子分を昼も夜もなく八方へ飛ばせて調べたら、首無しは、時の老中で、信州上田五万三千石の松平伊賀守忠優ただやすの西丸外にしまるの上屋敷にいたものと直ぐにわかった。しかも下手人は京都無宿の入れ墨もの藤吉という奴と割れた。

三

七人組はこ奴が巨魁きょかいで外は悉く老中の中間ちゅうげんらしい。早速この旨を遠山からまだお城に出ている伊賀守へ申し上げる。老中も、

「まことに予の不面目である。本日帰邸の上、厩中間一人残らず暇を出し、門前払いを命ずる故、門外に同心詰め掛け召捕り呉れよ」

という。如何な重罪犯人が潜んでいるとわかってても、老中の屋敷へ、町方の者が踏み込んで行く訳には行かない。だから、暇が出ない限り、賊達は屋敷内にじっとして居れば、その間中は先ず安全なのである。

伊賀守は約束通り中間共を追っ払う。門外には与力同心目明しが張っている。訳もなく引っ捕えて、南の吟味与力の原善右衛門という、こういう奴らを調べることの上手なものが手をつけるとすぐにはつきりした。

七人組は昼の間に町中の様子をさぐって置いて、夜になって、ぼつりぼつりとその所属の部屋を脱け出し、藤吉は両刀を帯び袴をはいて武士の姿に化け、しかも伊賀守の弓張提灯ゆみはりちようちんを窃かに持ち出して、他の者はその供に化け、何か主人伊賀守の急用を以て先きを急ぐ態を装って堂々と市中を歩き廻るから、行き逢う者は勿論、何処の番所の手先も誰一人怪しむ者はなく、非常見廻り

役人なども、「御苦勞でござる」と挨拶して通したものである。何しろ提灯が御老中の五三の桐だ。よしんば少し位怪しくても手のつけようがないだろう。

それだから、与力同心も、すっかり後手に廻って、只うろろしているだけであった。相政は要するに今で言う「聞込み」からつかんだ。後でわかった事だが、この泥棒仲間に二つのやかましい掟があった。

一、奪る物は金銭に限ること

二、吉原その他遊び場所へは一切立ち入る間敷き事

というので、奪った金は只々ばくちの資本にしていたが、根が根性骨の曲った下郎である。同類がこの堅い掟を破って吉原通いをはじめた。これこそ悪事露見の元だというので、ここで入れ墨藤吉が、なかまに言いつけて、こ奴をうまく隅田堤へ誘い出し、ここで皆んなでさんざんに斬り殺し、首と胴を別々にして、これに堅固な大きなおもり、石をつけて、遠くはなして川へ沈めて知らぬ顔をして厩へ戻っていた。

その胴体が百本杭へ浮んだのはそれから僅か五日の後である。江戸っ子の胆を縮み上がらせ、町奉行を狼狽させた稀代の怪賊とも見える奴らも、捕えて見れば、お定まりの詰らない人間で、忽ち牢屋へ打ち込まれた。

昔も裁判はやっぱりなかなか手間がかかる。藤吉は所詮晒首さらしくび。外の奴らも先ず首はつながるま